



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年5月13日金曜日 第306号

## ◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験.....	(総務管理課) ...	476
認定保護管理事業の公表.....	(自然保護課) ...	476
救急病院の協力申出(2件).....	(医療対策課) ...	478
指定自立支援医療機関の指定(2件).....	(障がい福祉課) ...	478
国営土地改良事業の非農用地域内に換地する土地の指定(2件).....	(農地整備課) ...	478
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	479
土地改良区役員の就退任の届出(2件).....	(東予地方局農村整備課) ...	479
土地改良区の定款変更の認可(3件).....	( " ) ...	479
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	( " ) ...	479
開発行為に関する工事の完了(2件).....	(中予地方局建築指導課) ...	479
落札者等の告示.....	(警察本部会計課) ...	480

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第531号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
筆記試験、作文、適性検査、口述試験及び身体検査 令和4年6月4日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
筆記試験、作文及び適性検査(WEB試験) 令和4年5月31日(火)0時から令和4年6月2日(金)24時の間で任意の時間 口述試験及び身体検査については令和4年6月4日(土)	任意の場所 口述試験及び身体検査については松山市南梅本町乙115番地	任意の場所 口述試験及び身体検査については陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

### ○愛媛県告示第532号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例(平成20年愛媛県条例第15号)第27条第3項の規定に基づき、マツカサガイ、イシガイ、ヤリタナゴ保護管理事業を次のとおり認定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

- 認定を受けた保護管理事業を行うものの名称  
愛媛大学理学部
- 認定を受けた保護管理事業を行うものの代表者の住所  
愛媛県松山市文京町2-5
- 認定を受けた保護管理事業を行うものの代表者の氏名  
高橋亮治
- 認定を受けた保護管理事業の事業計画

### 別記のとおり

#### 別記

マツカサガイ・イシガイ・ヤリタナゴ保護管理事業事業計画書

#### 1 計画の基本方針

マツカサガイ *Pronodularia japonensis* とイシガイ *Nodularia douglasiae* は、殻長6-8cm、殻高3-4cm程度のイシガイ科の淡水二枚貝で、県内では、松山平野の国近川水系に両種が、道前平野の農業用水路にマツカサガイが生息している(以下、両種を合わせて「イシガイ類」とする)。しかし、松山平野では近年、成貝、幼生ともに急激な減少ないし消失が起こっており、道前平野のマツカサガイ生息水路は数年のうちに圃場整備され、現在の生息場所は一度完全に消失する予定である。他方、ヤリタナゴ *Tanakia lanceolata* は全長約10cmの銀白色の美しい淡水魚であるが、県内で安定して個体群が確認できるのは松山平野の国近川水

系とその周辺だけである。これら3種の水生生物は近年分布域と生息密度を急速に減少させていることから、県の特定希少野生動物植物種に指定されている。

タナゴ類はイシガイ類を産卵基質として用いる。産み付けられた卵はイシガイ類の鰓の中で発生し、仔魚となり貝から浮出する。そのため、ヤリタナゴの繁殖にはマツカサガイとイシガイが不可欠である。イシガイ科の淡水二枚貝は、比較的サイズが大きく、厚い殻を形成し、底質に埋込んで濾過食をしており、底質や水質を大きく改変する環境形成作用を持つため、その場の生物多様性の基盤を作り出すキーストーン種として重要である。さらに、イシガイ類はグロキディウム幼生（以下、「幼生」とする）期にヨシノボリ等の魚類に寄生して、成長し分散するため、繁殖や分散にはこれら魚類が不可欠である。

本事業計画では、これら希少種マツカサガイ、イシガイ、ヤリタナゴの個体群とその生息環境を保全し、再生することを目標とし、環境の改善と、マツカサガイの人為的導入による個体数の維持及び回復、繁殖の促進、圃場整備による生息地の消失からの緊急避難と、整備後の新水路への再導入、及び、環境へ配慮した新水路の構築についての情報提供を基本方針とする。イシガイ類の個体群の縮小は、それらの貝を産卵床として利用するヤリタナゴの連鎖的絶滅を生じさせることから、3種について一体的に実施するものとする。

## 2 課題及び推進内容

### 【課題】

松山平野では、近年殻長5cm以下のマツカサガイ、イシガイ個体が確認されないことから、過去10年程度は再生産が成功していないと推定されており、また、後者については2013年以降生貝が発見されていないことから、イシガイ類とヤリタナゴの絶滅は時間の問題となっている。2014年には、マツカサガイの雌成貝では、繁殖期に幼生の保有が確認され、また幼生の寄生もヨシノボリ類で確認されていたが、着底前後の稚貝が成長・生残できていなかったと考えられる。その後、2021年まで、幼生も全く確認されない状態となっている。

道前平野では、これまでマツカサガイの生息情報は得られていなかったが、近年になって1000個体を越える個体群が農業用水路から局所的に発見された。しかし、この水路は数年のうちに圃場整備され、一度完全に消失する予定である。また、周辺水域においてもマツカサガイの個体群は発見されていない。

### 【推進内容】

#### (1) マツカサガイ

本事業では、まずマツカサガイが現在生息している地域において、本種の生息に必要な環境要因を明らかにするため、種々の環境計測を行う。具体的には、データロガーを用いて水温、流量を記録し、底質の組成と厚さなどを定期的に計測する。また、貝の捕食者であるコイ（中国大陸を起源とする外来種）の影響を低減させた区画をつくり、その中でのマツカサガイの生残を調査する。

道前平野では、毎年の農業用水路の堆積物の掃除により、マツカサガイが水路外へ意図せず排除されている。そのため、水路掃除に参画して、水路外へ出された生貝をいったん確保し、一部を実験水槽と域外の自然水域で試験飼育して、貝の長期飼育手法及び、圃場整備期間中におけるマツカサガイの緊急避難の方法を開発する。残りの個体は水路掃除後に、もとい水路

へ再放流し、その後の生残及び定着を確認する。加えて、貝のグロキディウム幼生が寄生する魚類の定着についてもモニタリングを行う。具体的には、道前平野で採集したヨシノボリ類に幼生を寄生させ、道前平野の自然水域に試験導入して、その後の経過を調査する。これらのことにより、道前平野でのマツカサガイ個体群の維持および危険分散に務める。

松山平野ではすでにマツカサガイの生息数が急減し、繁殖のための個体の確保が困難になりつつある。一方、松山平野と道前平野では、マツカサガイの個体群間に明確な遺伝的分化はみられていない。そこで、道前平野で得られた上記の個体を活用し、国近川水系上流域における再導入試験を行う。なお、国近川水系上流域では、1990年頃まではマツカサガイが高い密度で生息していたが、現在は生息が確認されない。本地点は当時と比べ、現在でも底質環境の変化は少ないことから、貝の生息が可能と見積もられており、適切な導入による個体群の復元を目指す。さらに、過去に貝が分布していた地域である重信川周辺の泉や自然再生地等のうち、適切と考えられる候補地を選定し、導入試験を実施する。

上記に加えて、松山平野における幼生の成長及び減耗過程を調査する。具体的には、松山平野で採集したヨシノボリ類（幼生の宿主）を入れたケージを道前平野の農業用水路に設置し、自然条件下で宿主に幼生を寄生させ、宿主とともに試験導入して、その後の経過を調査する。これらのことにより、松山平野で稚貝が着底できない要因、成長できない要因の解明を目指すとともに、現状で不足しているヤリタナゴの産卵床の確保に務める。

また、マツカサガイの地域絶滅が危惧されるため、半自然環境あるいは実験水槽において、マツカサガイ地域個体群の系統保存を試みる。

#### (2) イシガイ

2013年以降、愛媛県では生体が確認されていないことから、情報収集に努める。新たな個体が発見された場合、以降の保護推進内容はマツカサガイと同様とする。

#### (3) ヤリタナゴ

松山平野の自然水域では現在、国内外来種であるアブラボテの移入と、それとの交雑による遺伝的攪乱、国内外来種のタイリクバラタナゴとの産卵床を巡る競争などが生じている。まずはこれ以上の他地域からの人為的移殖を防ぎ、アブラボテとタイリクバラタナゴを計画的に除去していくことにより、在来ヤリタナゴ集団の保全に努める。また、同時に、遺伝子解析を用いてヤリタナゴ集団の遺伝的攪乱の程度をモニタリングする。ヤリタナゴの地域絶滅が危惧されるため、半自然環境あるいは実験水槽において、ヤリタナゴ地域個体群の系統保存を試みる。

## 3 事業の区域

事業の区域は愛媛県内で本計画における保護対象種が現在生息する区域とする。また、各種の新たな生息域が確認された場合は、生息状況等の調査を行い、事業の区域に含めるものとする。

## 4 推進体制

愛媛大学理学部、理工学研究科、及び附属高等学校、西条自然学校、愛媛県野生動物保護推進員、虹の森公園おさかな館、四国地方整備局松山河川国道事務所、中国四国農政局道前平野農地整備事業所が主体となり、県自然保護課、生物多様性センターと協働して実施する。

5 その他

この計画に定めのない項目については、別途協議を行うものとする。

他法令による各種許認可等手続きは必要に応じて実施する。

計画期間は、認定日から令和15年3月31日とする。

○愛媛県告示第533号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
松山城東病院	松山市松末二丁目19番36号	医療法人社団慈生会	令和7年5月6日まで

○愛媛県告示第534号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
社会福祉法人恩賜財団済生会松山病院	松山市山西町880番地2	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	令和7年4月30日まで

○愛媛県告示第535号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
コスモス薬局 東温店	東温市野田2丁目104-1	株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号第一福岡ビル5館4階	代表取締役 横山英昭	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年5月1日
とよた薬局	四国中央市豊岡町大町17-53-1	加地 正治	四国中央市豊岡町豊田7-1	-	薬局（育成医療・更生医療）	令和4年5月1日

○愛媛県告示第536号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等				訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名称	所在地				
株式会社M&S	西条市小松町新屋敷甲318番地5	代表取締役 黒川しのぶ	訪問看護ステーション にじいろ	西条市小松町新屋敷甲518番地4		訪問看護ステーション（育成医療・更生医療）	令和4年5月1日	

○愛媛県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、近藤親文の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

所在地	地番	地目	地積
西条市明理川	118番1	田	1,177㎡のうち 491㎡

○愛媛県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、瀬川達史の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

所在地	地番	地目	地積
西条市新市	41番	田	1,088㎡のうち 491㎡

○愛媛県告示第539号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和10年5月3日	愛媛県第935号	炭酸カルシウム肥料	くみあい苦土炭酸石灰松号	アルカリ分53.0 く溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋普二	新居浜市萩生1175-1

○愛媛県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市下島山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	戸田平男	西条市下島山甲727-1
"	森本二郎	西条市下島山甲35
"	武田勉	西条市下島山甲2518
"	三浦廣美	西条市下島山甲1254
"	浅野修	西条市下島山甲445
"	一色哲人	西条市下島山甲2643
監事	加藤國廣	西条市下島山甲463
"	越智英治	西条市下島山甲588-2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	戸田平男	西条市下島山甲727-1

○愛媛県告示第546号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月13日

愛媛県中予地方局長 大北秀

"	森本二郎	西条市下島山甲35
"	武田勉	西条市下島山甲2518
"	三浦廣美	西条市下島山甲1254
"	河端功蔵	西条市下島山甲1952
"	加藤尚	西条市下島山甲600-2
"	宮崎英明	西条市下島山甲789
"	西原孝雄	西条市下島山甲2278-3
監事	加藤國廣	西条市下島山甲463
"	森本正文	西条市下島山甲178-4

○愛媛県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市下島山土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

○愛媛県告示第545号

道前平野土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月13日

愛媛県東予地方局長 山本泰士

- 縦覧に供すべき書類の名称
  - 道前平野土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
  - 道前平野土地改良区定款の写し
- 縦覧期間  
令和4年5月18日から6月14日まで
- 縦覧場所  
西条市役所本庁

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4中局建(開)第5号 令和4年5月2日	伊予郡砥部町拾町353番3	伊予郡砥部町高市1318番地 有限会社オアシス

○愛媛県告示第547号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月13日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
4中局建(開)第6号 令和4年5月2日	伊予郡砥部町上原町34番3	松山市東石井3丁目5番13号 コーポパークサイドF105号 高 市 大 輝

○愛媛県告示第548号

次のとおり落札者を決定した。

令和4年5月13日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警 務部会計課 愛媛県松山市南堀 端町2番地2	令和4年3月30日	住友電工システムソリ ューション株式会社 大阪支社 大阪府大阪市西区土佐 堀二丁目2番4号	58,630,000円	一般競争入札	令和4年2月18日